

改 正 案	改 正 前	参 考 条 例 等	条例案・制度設計の考え方
上越市議会定例会条例	上越市議会定例会条例		
（条例廃止）	<u>上越市議会定例会は、毎年４回これを開く。</u>	【地方自治法】 第１０２条 略 ２ 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。 ３～７ 略	【条例の廃止】 ○通年会期制（１０２条の２）採用の場合は、 <u>定例会と臨時会がなくなるため、定例会の回数を定める条例が不要となる。</u>
附 則 この条例は、令和８年５月１日から施行する。			

改 正 案	改 正 前	参 考 条 例 等	条例案・制度設計の考え方
上越市議会委員会条例	上越市議会委員会条例		
（委員の選任） 第５条 略 ２ 略 ３ 前２項の規定にかかわらず、<u>休会中</u>においては、議長が委員を指名し、又は常任委員の委員会の所属を変更することができる。 ４ 略	（委員の選任） 第５条 略 ２ 略 ３ 前２項の規定にかかわらず、<u>閉会中</u>においては、議長が委員を指名し、又は常任委員の委員会の所属を変更することができる。 ４ 略		【調整のための改正】 ○通年会期制（１０２条の２）採用の場合は、 <u>閉会中の概念がなくなるため、休会中に改める。</u>
附 則 この条例は、令和８年５月１日から施行する。			

改 正 案	改 正 前	参 考 条 例 等	条例案・制度設計の考え方
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		
（費用弁償） 第４条 議長、副議長及び議員（以下「議員」という。）が<u>会議、</u>委員会若しくは上越市議会基本条例（平成２２年上越市条例第５６号）第１０条第１項に規定する広報広聴委員会（以下「広報広聴委員会」という。）に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 ２ 前項の規定により支給する旅費の額は、	（費用弁償） 第４条 議長、副議長及び議員（以下「議員」という。）が<u>招集</u>に応じ、若しくは委員会若しくは上越市議会基本条例（平成２２年上越市条例第５６号）第１０条第１項に規定する広報広聴委員会（以下「広報広聴委員会」という。）に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 ２ 前項の規定により支給する旅費の額は、		【調整のための改正】 ○定例会と臨時会においては、本会議は必ず招集に応じて出席することとなるが、 <u>招集がなくなるため、文言を整理する。</u> ○会議規則においては、本会議を会議（第１章）、委員会を委員会（第２章）として表記していることからそれに倣った。

改 正 案	改 正 前	参 考 条 例 等	条例案・制度設計の考え方
職員の旅費に関する条例（昭和４６年上越市条例第３１号）に規定する市長相当額とする。ただし、 <u>会議、委員会又は</u> _____広報広聴委員会に出席するための旅行については、別に定める額とする。	職員の旅費に関する条例（昭和４６年上越市条例第３１号）に規定する市長相当額とする。ただし、 <u>招集に応じ、又は委員会若しくは</u> 広報広聴委員会に出席するための旅行については、別に定める額とする。		
附 則 この条例は、令和８年５月１日から施行する。			